

## 業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

大鳴門橋周辺地域オーバーツーリズム対策基本計画策定業務

### 2. 事業目的

南あわじ市の大鳴門橋周辺には、年間約40万人の観光客が訪れる「道の駅うずしお」「うずの丘大鳴門橋記念館」の2施設があり、観光ハイシーズンやGWなどの連休には周辺の道路が渋滞し、市民生活にも支障をきたしている。

令和10年には大鳴門橋自転車道が供用予定であり、さらなる混雑が予想される。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制により持続可能な観光を推進するため、基本計画を策定する。

### 3. 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

### 4. 事業の概要

公共交通機関による来島者を増やす方法の検討、駐車場候補地の調査及び整備計画の策定、交通対策後の交通予測など、大鳴門橋周辺地域のオーバーツーリズム対策基本計画を策定する。

### 5. 委託業務内容

#### (1) 大鳴門橋周辺地域のオーバーツーリズム対策基本計画の策定業務

現状の大鳴門橋周辺の連休における交通渋滞及び今後予測される大鳴門橋自転車道供用に伴う大規模な交通渋滞を解消するために、大鳴門橋周辺地域の交通体系基本計画（令和5年3月）を踏まえ、以下内容を盛り込み、計画を策定すること。

- ① 大鳴門橋周辺の公共交通を含めた総合的な交通計画（シャトルバス計画含む）及び必要な駐車場規模の整理
- ② 大鳴門橋周辺地域の駐車場候補地の調査  
3か所程度の候補地から最適地を絞り込み
- ③ 駐車場適地の整備計画の策定  
測量により駐車場整備に必要な開発区域の算出  
用地及び補償費の鑑定評価（廃棄物処分概算費（目視確認出来るもの）含む）  
鑑定評価は、市が指定する鑑定所で行うこと（予算700千円）  
必要な施設の整理（トイレ、バス停、雨水・排水処理等）  
駐車場概算整備の算定（土地造成、駐車場整備、諸施設）  
駐車場整備計画の策定、パース図の作成
- ④ 大鳴門橋周辺の交通対策後の交通予測
- ⑤ 大鳴門橋周辺地域の交通体系基本計画（令和5年3月）に示す大鳴門橋周辺地域に加え、隣接する地域（福良地区・伊弉地区）に及ぼす経済効果についての検討

### 6. 報告書の提出

#### (1) 成果物の提出等

- ア) 提出期限 令和6年9月30日（月）
- イ) 提出場所 南あわじ市産業建設部商工観光課万博・観光戦略室
- ウ) 提出物 ①実施報告書 2部  
②実施報告書（電子データ） 1部

#### (2) 成果物について

- ア) 成果物の記載内容等については、事前に市と協議の上、作成すること。
- イ) 提出期限内に指定された場所に提出すること。
- ウ) 成果物の送付にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。
- エ) 業務実施状況等を分かりやすく編集すること。

### 7. 委託料の支払い

委託料は、委託業務完了後、一括支払いとする。

## 8. 一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め市が認めた場合、この限りではない。

## 9. 留意事項

- (1) 本業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (3) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (5) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

## 10. その他

- (1) 本事業の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこととする。
- (3) 調査の前提となる資料として、大鳴門橋周辺地域の交通体系基本計画（令和5年3月）は下記URLを参照するものとする。  
<https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/shoukou/koutsukeikaku.html>
- (4) 兵庫県実施の交通対策調査（令和6年3月）は、市から提供する。